利用上の注意

- 1 本表は、製造業について、令和3年6月1日現在で実施した「令和3年経済センサス-活動調査」(以下「3年活動調査」という。)の調査結果のうち、以下の全てに該当する岐阜県の製造事業所(以下「事業所」という。)について集計したものである。
 - ・個人経営を除く事業所であること
 - ・従業者4人以上の事業所であること
 - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
 - ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること
- 2 令和4年6月20日に公表した「令和3年経済センサス-活動調査(速報)」の製造業の結果とは異なっている。また、本表は確報結果である点にも注意が必要である。
- 3 本表において、下線付きの年次の数値は「経済センサス-活動調査」(以下「活動調査」 という。)、その他の年次の数値は「工業統計調査」(以下「工業統計」という。)の数値 である。

調査結果のうち、製造品出荷額等、付加価値額については、表示年次における1年間の数値である。また、事業所数、従業者数については、3年活動調査及び平成28年活動調査並びに平成29年以降の工業統計は表示年次における6月1日現在の数値、平成24年活動調査は平成24年2月1日現在の数値、上記以外の工業統計は表示年次の12月31日現在の数値である。

各年次に実施した統計調査名とそれぞれの調査時点及び調査期間は以下のとおり。

	経理外項目		経理項目	
統計調査名	(事業所数、従業者数)		(製造品出荷額等、付加価値額)	
	調査時点	表示	調査期間	表示
平成22年(2010年)工業統計	平成22年12月31日現在	平成22年	平成22年1月~12月	平成22年
平成24年(2012年)活動調査	平成24年2月1日現在	平成24年	平成23年1月~12月	平成23年
平成24年(2012年)工業統計	平成24年12月31日現在	平成24年	平成24年1月~12月	平成24年
平成25年(2013年)工業統計	平成25年12月31日現在	平成25年	平成25年1月~12月	平成25年
平成26年(2014年)工業統計	平成26年12月31日現在	平成26年	平成26年1月~12月	平成26年
平成28年(2016年)活動調査	平成28年6月1日現在	平成28年	平成27年1月~12月	平成27年
平成29年(2017年)工業統計	平成29年6月1日現在	平成29年	平成28年1月~12月	平成28年
平成30年(2018年)工業統計	平成30年6月1日現在	平成30年	平成29年1月~12月	平成29年
令和元年(2019年)工業統計	令和元年6月1日現在	令和元年	平成30年1月~12月	平成30年
令和2年(2020年)工業統計	令和2年6月1日現在	令和2年	令和元年1月~12月	令和元年
令和3年(2021年)活動調査	令和3年6月1日現在	<u>令和3年</u>	令和2年1月~12月	<u>令和2年</u>

- 4 3年活動調査においては、個人経営を含まない集計結果であることから、令和2年工業統計と単純比較ができないことに留意されたい。また、平成28年活動調査においては、事業所数、従業者数については、調査対象のうち、個人経営調査票による調査分を含んだ集計結果であるのに対し、製造品出荷額等、付加価値額は、これらの調査分を含まない集計結果である。
- 5 製造品出荷額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税 抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関する ガイドライン(平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ)」に基づき、消費 税込みに補正した上で結果表として集計した。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf

6 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合が ある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。

統計表中、「0.0」は四捨五入による単位未満、「 Δ 」は数値がマイナスであることを示している。

7 調査対象事業所は、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。

このため、従来の調査よりも幅広に事業所を捉えており、単純に比較ができない。集計結果の時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。

- 8 時系列比較に用いた工業統計については、以下の点に留意されたい。
 - (1) 平成 29 年に、調査日を 6 月 1 日 (従前は 12 月 31 日) に変更したため、事業所数、従業者数については同年 6 月 1 日現在の数値、経理事項(製造品出荷額等、付加価値額) は調査時点の前年の 1 月~12 月の 1 年間の実績である。
 - (2) 工業統計については、国に属する事業所以外の全ての事業所を調査対象として集計しているが、活動調査においては、上記4のとおり、個人経営を除く事業所を調査対象として集計し、接続しない年があることに留意が必要である。
 - (3) 活動調査における「在庫額」については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に従って税込み補正処理の対象外になっており、3年活動調査でもガイドラインを踏襲している。一方、工業統計では、連続性の観点から、「在庫額」について従前より他の記入項目同様に税込み補正処理をしている。

なお、従来の調査結果は、当時の消費税率であり、現行の税率(10%)と異なることから、時系列比較を行う際は十分な留意が必要である。

- 9 本表で使用されている用語の解説は、以下のとおり。
 - (1)事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをい う。

- ①一定の場所(1区画)を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ②従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。
- (2) 従業者

調査日 (活動調査: 令和3年6月1日、平成28年6月1日、平成24年2月1日、工業統計: 平成29年以降は調査年6月1日、平成26年以前は調査年12月31日) 現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、当該事業所から他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)、有期雇用者(1か月未満、日々雇用)は含めない。一方、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人(受入者)は従業者に含まれる。

(3)事業所の産業分類

調査期間(活動調査:調査の前年1年間、工業統計:平成29年以降は調査の前年1年間、 平成26年以前は調査年1年間)における事業所の売上額、収入額又は出荷額等により、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づき分類している。なお、本表においては、 中分類に基づき分類している。

- 10 各集計項目は、以下のとおり。
 - 3年活動調査においては、個人経営調査票による調査分を含まない。平成28年活動調査においては、①及び②については、個人経営調査票による調査分を含み、③から⑥については、当該調査分を含まない。
 - ①事業所数
 - ②従業者数(上記9(2)参照)
 - ③原材料使用額等 = 原材料使用額+燃料使用額+電力使用額+委託生産費
 - +製造等に関連する外注費+転売した商品の仕入額
 - ④製造品出荷額等 = 製造品出荷額+加工賃収入額
 - +製造工程から出たくず及び廃物の出荷額+製造業以外の収入額
 - ⑤付加価値額(従業者30人以上の事業所)
 - = 製造品出荷額等+(製造品年末在庫額-製造品年初在庫額)
 - + (半製品及び仕掛品年末価額-半製品及び仕掛品年初価額)
 - (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税+推計消費税額)
 - -原材料使用額等-減価償却額
 - ⑥粗付加価値額(従業者29人以下の事業所)
 - = 製造品出荷額等
 - (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税+推計消費税額)
 - 原材料使用額等
- 11 この調査結果の数値は、総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査(製造業
 - ・概要版)」の調査票情報を岐阜県が独自に集計したものである。